

〔平成 30 年 2 月 23 日〕
〔監査委員協議決定〕

平成 30 年度 寒川町監査年間計画

1. 基本方針

監査等は、地方自治法に基づき、町の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理又は事務の執行が、住民の福祉の増進のために最少の経費で最大の効果を挙げるように行われているか、組織及び運営の合理化に努め規模の適正化を図っているかに留意して実施し、実施にあたっては、違法や不当の指摘にとどまらず、公正で合理的かつ能率的な行財政運営の確保のため、事務事業の執行が法令及び議決並びに予算等に基づいて行われているかなど、適法性、効率性、有用性の増進に努めるものとする。

2. 監査等の種別及び実施方針

過年度の指摘事項等や他自治体の不正や不適切事項等の事例をリスクとして着目するなど、限られた監査資源を効果的、かつ効率的に配分する監査を行う。

(1) 定期監査

基本方針に基づき実施する。

監査事項は、予算執行、収入、支出、会計事務処理、契約締結及び履行、事務事業執行、課税徴収事務、工事執行、補助金その他財政的援助、現金及び有価証券の出納保管、財産の取得管理処分、債務負担行為の適否、その他必要と認める事項とし、必要に応じて行政監査（町の事務や法定受託事務の執行が合理的かつ効果的か適法に行われているかを主眼として実施するもの）の趣旨に基づく監査を行う。

(2) 例月出納検査

毎月、会計管理者及び下水道事業特別会計管理者が保管する現金（歳計現金、歳入歳出外現金、基金に属する現金、一時借入金）の残高、検査資料等の計数の確認及び資金の運用状況の把握、収入支出に係る事務手続き等が適正であるかに着目して実施する。なお、財務システムの添付文書は一部であることから、必要に応じて紙文書で事務手続きの状況を確認する。

(3) 決算審査等

決算及びその附属書類等及び基金の運用状況を示す書類の計数を検証するとともに、予算の執行、事業の経営が適正かつ効率的に行われているかなどに着

目して審査する。

財政健全化法に基づく健全化判断比率・資金不足比率及びその算定基礎資料等の審査をする。

(4) 財政的援助団体等の監査

財政的援助団体（指定管理者含む）が目的に沿って事務処理や事業を適正かつ効率的に行われ目的を達しているか、所管する担当課については、財政的援助に係る財務事務や指定管理者に対する財務事務及びモニタリングや履行確認が適正に行われているかなどに着目して実施する。監査の対象は団体等と所管課とする。

(5) 随時監査

随時監査として補助金監査を実施する。補助金監査は補助金及び交付金等の交付事務や関係書類等の整備が適正に行われているか、交付目的や効果等の検証、完了報告の確認が適正であるかなどに着目して実施する。

工事監査については、必要に応じて監査委員協議により選定し、事務的及び技術的な観点から適正、適法に行われているかなどに着目して実施する。また、必要に応じて定期監査等の中でも行う。

(6) その他の監査等

必要と認められる場合に法令等に基づき実施する。

3. 監査等実施計画表 別紙のとおり

4. 定期監査の結果に対する措置

監査等の結果に基づき指摘した事項は事後の監査等においても充分留意するものとし、「監査等の結果に関する取扱要領（平成 29 年 3 月 7 日監査委員協議決定）」に基づき事務処理を行う。

5. その他

(1) 監査等の実施上必要があるときは、関係者に照会し、文書による回答を求めるものとする。

(2) 平成 30 年度から監査の実施時期に関わらず、監査対象年度は前年度 1 年分とする。

(3) 本計画に修正が必要となった場合は、監査委員協議により変更決定する。

平成 30 年度 監査等 年間計画表

月 別 種 類 別		平 成 30 年									平 成 31 年			根 拠 法 令 ※「法」は地方自治法
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	定期監査	←— 29年度事業対象 —→											法第199条第1項・第4項	
2	例月出納検査(各会計)	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔	法第235条の2第1項
3	決算審査(各会計)				↔									法第233条第2項 地方公営企業法第30条第2項
	基金の運用状況の審査				↔									法第241条第5項
	健全化判断比率等の審査				↔									地方公共団体の財政の健全化に 関する法律第3条第1項及び第22 条第1項
4	財政的援助団体等の監査			↔				↔						法第199条第7項
5	随時監査						↔							法第199条第1項・第5項
6	行政監査	必 要 が あ れ ば 実 施											法第199条第2項	
	指定金融機関等の監査	必 要 が あ れ ば 実 施											法第235条の2第2項	
	その他の請求、要求等による 監査、措置	直接請求による監査(法第75条第3項)、議会の請求による監査(法第98条第2項)、 長の要求による監査(法第199条第6項)、住民の請求による監査(法第242条第4項)、 議会から送付を受けた請願の措置(法第125条)												
	損害賠償の監査	職員の賠償責任に関する監査(法第243条の2第3項)												

平成30年度監査等実施計画表

1 定期監査 対象:平成29年度分

予備監査説明は、予備監査期日の初日としますが、※印の課の予備監査説明日は、表の下のとおりとします。

(議会の日程等により変更になる場合は、随時連絡します。)

対 象 機 関 名		資料提出期限	予 備 監 査 期 日	本 監 査 期 日
1	監査委員事務局	4月2日(月)	4月9日(月)	4月26日(木)
2	企画部企画政策課	4月20日(金)	5月7日(月)～10日(木)※	5月28日(月)
3	議会事務局		5月7日(月)～10日(木)※	
4	環境経済部環境課	5月2日(水)	5月15日(火)～17日(木)※	
5	健康子ども部保育・青少年課	6月19日(火)	6月27日(水)～29日(金)	7月26日(木)
6	福祉部保険年金課	6月22日(金)	7月4日(水)～6日(金)	
7	福祉部高齢介護課	6月25日(月)	7月9日(月)～11日(水)	
8	総務部収納課	7月3日(火)	7月12日(木)～13日(金)	
9	総務部税務課			
10	企画部財政課	7月20日(金)	8月1日(水)～3日(金)	8月22日(水)
11	町民部町民窓口課	9月18日(火)	10月2日(火)～4日(木) ※	10月31日(水)
12	企画部広報戦略課		10月5日(金)～10日(水)	
13	教育委員会寒川中学校	10月22日(月)	11月6日(火)	11月28日(水)
14	教育委員会旭が丘中学校		11月7日(水)	
15	教育委員会寒川東中学校		11月9日(金)	
16	会計課	11月19日(月)	12月12日(水)～13日(木)	12月21日(金)
17	健康子ども部子育て支援課	12月14日(金)	1月7日(月)～9日(水)	1月28日(月)
18	環境経済部農政課		1月10日(木)～15日(火)	
19	環境経済部産業振興課		1月16日(水)～21日(月)	
20	福祉部福祉課	1月18日(金)	2月4日(月)～ 5日(火)	2月22日(金)
21	教育委員会教育総務課		2月6日(水)～ 8日(金)	
22	教育委員会教育施設・給食課			
23	総務部施設再編課		2月13日(水)～ 15日(金)	

※企画部企画政策課 予備監査説明 5月7日(火)

※議 会 事 務 局 予備監査説明 5月7日(火)

※環境経済部環境課 予備監査説明 5月17日(木)

※町民部町民窓口課 予備監査説明 10月3日(水)

2 例月出納検査

対 象 月	資料提出期限	予備検査期日	本検査期日
3 月 分	4月18日(水)	4月19日(木) ～ 4月25日(水)	4月26日(木)
4 月 分	5月18日(金)	5月21日(月) ～ 5月25日(金)	5月28日(月)
5 月 分	6月18日(月)	6月19日(火) ～ 6月22日(金)	6月25日(月)
6 月 分	7月19日(木)	7月20日(金) ～ 7月25日(水)	7月26日(木)
7 月 分	8月15日(水)	8月16日(木) ～ 8月21日(火)	8月22日(水)
8 月 分	9月18日(火)	9月19日(水) ～ 9月26日(水)	9月27日(木)
9 月 分	10月22日(月)	10月23日(火) ～ 10月30日(火)	10月31日(水)
10 月 分	11月19日(月)	11月20日(火) ～ 11月27日(火)	11月28日(水)
11 月 分	12月14日(金)	12月17日(月) ～ 12月20日(木)	12月21日(金)
12 月 分	1月18日(金)	1月21日(月) ～ 1月25日(金)	1月28日(月)
1 月 分	2月15日(金)	2月18日(月) ～ 2月21日(木)	2月22日(金)
2 月 分	3月15日(金)	3月18日(月) ～ 3月22日(金)	3月25日(月)

3 決算審査・基金の運用状況の審査・健全化判断比率等の審査

対象機関名	資料提出期限	説明・質疑	審査期間
保育・青少年課	6月19日(火)	6月29日(金)	6月19日(火)～ 8月10日(金)
保険年金課	6月22日(金)	7月 4日(水)	
高齢介護課	6月25日(月)	7月 9日(月)	
税務課・収納課	7月 3日(火)	7月12日(木)	
下水道課		7月19日(木)	
施設再編課			
会計課			
財政課	7月13日(金)	8月 1日(水)	

詳細については別途通知します。

4 財政的援助団体等の監査

監査の対象	資料提出期限	予備監査期日	本監査期日(担当課同席)
(1) 公の施設の指定管理者			
①健康管理センター／社会福祉法人 寒川町 社会福祉協議会(健康・スポーツ課)	6月6日(水)	6月20日(水)～21日(木)	6月26日(火)
②町民センター・北部公民館・南部公民館／ 株式会社オーエンス(教育総務課)	9月18日(火)	10月11日(木)	10月12日(金)
③寒川総合図書館・寒川文書館／TRC・ 相鉄企業体(教育総務課)		10月16日(火)	10月19日(金)
④田端スポーツ公園／静岡ビル保善・シンコー スポーツ共同事業体(健康・スポーツ課)	10月22日(月)	11月13日(火)	11月14日(水)
(2) 補助団体			
社会福祉法人 寒川町社会福祉協議会(福祉課)	6月6日(水)	6月20日(水)～21日(木)	6月26日(火)

詳細については別途通知します。

5 随時監査

監査の対象	対象機関名	資料提出期限	予備監査期日	本監査期日
補助金等監査	健康子ども部子育て支援課	8月15日(水)	9月3日(月)～7日(金)	9月27日(木)
	健康子ども部保育・青少年課			
工 事 監 査	未 定	未 定		未 定

詳細については別途通知します。

6 その他

種別等詳細については別途通知します。